

取材申し込み書

年 月 日

千葉県消防局長 様

住 所

機 関 名

責任者名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

裏面の遵守事項を承諾し、取材を申し込みます。

取 材 日 時

年 月 日 ()

取 材 内 容

- ※ 取材の可否について後日ご連絡いたします。
- ※ 取材内容の企画書なども添付してください。
- ※ 問合せ先：千葉県消防局総務部総務課広報係

TEL 043-202-1664 FAX 043-202-1614

電子メールアドレス somu.FPG@city.chiba.lg.jp

遵 守 事 項

- 1 取材（撮影）にあたっては、消防職員の指示に従うこと
- 2 報道（放送）にあたっては、プライバシーの保護に配慮すること
- 3 火災・救急現場及び病院等の関係者を取材する場合は、必ず事前に取材者側で関係者の承諾を得ること
- 4 救急現場における取材にあつては、公共の場のみに限ること
- 5 救急車内（傷病者車内収容時及び運転席・助手席部分は除く）の撮影は行わないこと
- 6 火災現場の取材では、鎮火後であっても火元建物内部には入らないこと
(火災原因調査に伴う現場保存に支障をきたすため)
- 7 個人情報の配慮、消防専門用語などの誤った表現及び表示を確認しますので、放送前に消防機関と放送内容を協議すること
- 8 活動障害となるため、活動中の隊員等へのインタビューは行わないこと
- 9 撮影に伴う事故（撮影者の怪我、機材の破損等）及び、関係者とのトラブルや第三者に被害を及ぼした場合は、取材者側の責任において対処すること
- 10 車両の同乗取材は、(消防ヘリコプター含む) 不可
(活動の支障。個人情報等が漏れる可能性がある)
- 11 消防車両（ヘリ含む）の中に小型カメラを設置する際は運航等に支障ない範囲で可能
- 12 消防隊員へのピンマイク・カメラの設置は活動等に支障ない範囲で可能
- 13 災害現場での取材で、他の報道機関も取材を行う長期活動の災害（延焼火災）では、原則として他の報道機関と同じ取材エリア（消防警戒区域外）からの取材となり、密着取材者でも特別扱いされないこと
- 14 駅や学校、企業等、他の機関の施設内に立ち入る場合は、必ず取材者側が施設関係者の許可を得てから、取材すること
- 15 消防署の食堂内で食事風景等の撮影は可能
- 16 ちば消防共同指令センターが受けている千葉市内の災害にかぎり、119番通報の音声録音は可能
(音を変える等、個人が特定されないよう配慮する)
- 17 ちば消防共同指令センター内の撮影では、個人情報等が特定されないように配慮すること
(モニター画面にモザイクをかける等)
- 18 撮影中、上記事項を遵守しなかったと消防機関が判断した場合、撮影を中止すること